

東京学芸大学OECD日本共同研究国際共創プロジェクト支援基金の運営に関する取扱いの一部改正について

改正理由：2024年パリ祭り終了、支援内容の拡充及び支援基金の募集期間の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 支援基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>(1) 国際ワークショップの企画及び運営に関する支援</p> <p><u>(2) 生徒を中心として教員、学校等により組成される「座」をはじめとした活動に関する支援</u></p> <p><u>(3) その他本プロジェクトの推進並びにその成果の活用等に必要なる事業に関する支援</u></p> <p>(募集期間)</p> <p>第4条 支援基金の寄附の募集期間は、令和<u>10</u>年3月31日までとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和7年4月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 支援基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>(1) 国際ワークショップの企画及び運営に関する支援</p> <p><u>(2) 2024年パリ祭（仮称）に係る準備及び関係者の渡航に関する支援</u></p> <p><u>(3) 生徒を中心として教員、学校等により組成される「座」の活動に関する支援</u></p> <p><u>(4) その他本プロジェクトの推進並びにその成果の活用等に必要なる事業に関する支援</u></p> <p>(募集期間)</p> <p>第4条 支援基金の寄附の募集期間は、令和<u>7</u>年3月31日までとする。</p> <p>〔省略〕</p>